

第2回山口県障害者差別解消条例検討委員会における意見の概要

○ 県民（一般私人）に対する規制等について

- ・ 国のQ&Aで、一般私人の行為や個人の思想、言論については障害者差別解消法の対象外との見解が示されているにもかかわらず、私人に対し差別禁止を条例で規定している県については、どのような考え方に基づいているのか。
- ・ 例えば、精神科病院に通院することへの偏見などがある場合、そうした意識をなくさない限り、障害者差別はなくなるらない。
- ・ 「不当な差別的取扱い」の対象に一般私人を含めないとした場合でも、障害者への差別や偏見は許さないという理念を基調とした条例にしていただきたい。
- ・ 障害者に対する意識面での差別や偏見の解消については、障害理解の気運醸成や福祉教育を推進するなどの規定として考えていくことがよい。
- ・ 私人による差別禁止を規定している県は、思想・信条でなく差別的行為の禁止を書いているのかどうか、また、心理面での差別や心のバリアフリーといったことについて条例のどの部分に盛り込んでいるのかを資料に検討してはどうか。
- ・ 私人による差別禁止の規定を置くか否かは別として、私人も含めて一緒に差別をしないように取り組んでいこうという趣旨の条例となるよう、「目的」規定などにおいて、山口県では県民を挙げて障害者差別の解消に取り組むという姿勢を示すことができればよい。
- ・ 子ども達は、インクルーシブ教育や人権教育などを通じても障害理解を学んでいく。一般私人については、三重県の規定などのように、「県民の役割」として、子どもも含めて障害理解を深めていく趣旨の規定がよいのではないか。
- ・ 個人の差別に関する考え方については、あいサポート運動など様々な面から働きかけ、意識改革をしていくことが大切である。

○ 「不当な差別的取扱いの禁止」及び「合理的配慮の提供義務」の規定における「障害者に理由を説明し、理解を求める」規定の必要性について

- ・ 合理的配慮の提供として求められるニーズが過重な負担を伴うことも現状としてある。障害者に説明し理解を得ることが現実的であり、実務の立場から当該規定は重要だと思う。

○ 相談体制・紛争解決機関について

- ・ 愛媛県の規定する「広域専門相談員」のように、市町の相談窓口に対する支援をお願いしたい。さらにいえば、弁護士の活用など法的なバックアップの支援をいただきたい。
- ・ 障害者だけでなく、障害のない人も障害者差別に関する相談ができる体制にしていきたい。
- ・ 合理的配慮の提供に係る「過重な負担」の定義が曖昧であるため、紛争解決機関の規定に当たっては、障害者と事業者の考えにズレが生じないように、ガイドラインで考え方を示すなどの整理をお願いしたい。

- ・ 障害者差別解消法で規定されている主務大臣による助言、指導、勧告と、条例で規定しようとする紛争解決機関によるあっせん、勧告、公表の違いについて説明いただきたい。

○ 責務・役割について

- ・ 「県の責務」については、「県及び市町の責務」として、市町も含めた一体的な行政機関としての責務とした方がよいのではないか。

○ 共生社会の実現に向けた施策の推進について等

- ・ 差別的な行為だけでなく、心の差別、偏見もなくしていこうという考え方の条例にしていきたい。
- ・ 小さい頃から身近に障害者とふれあうことは障害者理解の推進において非常に有意義であり、山口県独自の施策としてPRできないか。
- ・ インクルーシブ教育の推進については、かなり進んできていると感じる。コミュニティスクールの取組により、学校と地域の関わりが強まっているなど、そうした面も「前文」や「施策の推進」に盛り込むなどの工夫がされるとよい。
- ・ 県民全体に条例を理解してもらうため、特に「前文」などは、なるべく柔らかい文章、分かりやすい表現となるよう、工夫していただきたい。